

# 鎌田第二地区防災計画

南本内振興会、西河原町内会  
下釜親和会、本内町内会  
町丸子町内会、町鎌田町内会

令和5年3月

鎌田第二地区

## 目 次

1	計画の目的	P 1
2	計画の対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害・地区の危険区域	
(1)	予想される災害	P 1
(2)	危険区域	P 1
4	活動体制等	P 2
5	活動方針	
(1)	平常時の取り組み	P 2～P 3
(2)	災害時の対応	P 4～P 5
(3)	避難行動要支援者への支援	P 5～P 6
6	計画の保管・修正等	P 6
7	その他（別紙資料）	
	・別紙 1 鎌田第二地区防災活動本部の組織体制	P 7
	・別紙 2 連絡先	P 8
	・別紙 3 指定避難所等	P 9
	・別紙 4 鎌田第二地区防災行動計画（災害対応マニュアル）	
	4-1 大雨・台風対応	P 10
	4-2 地震・火災対応	P 11
	・別紙 5 鎌田地区防災マップ	P 12
	・別紙 6 洪水ハザードマップ	P 13
	・別紙 7 内水ハザードマップ	P 14
	・別紙 8 吾妻山火山防災マップ	P 15
	・別紙 9 インターネットからの情報収集要領	P 16～P 17
8	附則	P 6

## 1 計画の目的

この計画は、「鎌田第二地区防災計画」と称し、災害対策基本法に基づき策定するもので、地震、大雨洪水、大雪等の自然災害が発生もしくは災害が予想される場合及び大規模火災などの災害から地区で助け合い、支え合いながら住民の命を守るための計画であり、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の向上を図ることを目的とする。

## 2 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、鎌田地区の「南本内振興会」、「西河原町内会」、「下釜親和会」、「本内町内会」、「町丸子町内会」、「町鎌田町内会」の区域とする。

## 3 地区で予想される災害・地区の危険区域

### (1) 予想される災害

第二地区で予想される災害は、河川からの越水及び破堤による外水氾濫及び用水路等が溢れて発生する内水氾濫による冠水・浸水災害が予想される。

#### ① 洪水（外水氾濫）

阿武隈川、松川、八反田川及び耳取川流域については、各河川の堤防決壊等による洪水災害が予想される。

#### ② 冠水・浸水（内水氾濫）

集中豪雨やゲリラ豪雨などにより、下水道・道路側溝・用水路などの排水施設から河川へ排出しきれずに田畑や道路への冠水及び住宅への浸水が予想される。

#### ③ 火山災害

吾妻山及び安達太良山が噴火した場合、地区には3cm程度の火山灰が堆積しまた、冬季積雪時に吾妻山が噴火し融雪型火山泥流が発生した場合に松川、阿武隈川流域に泥流被害をもたらすと想定される。

#### ④ 地震災害

過去の地震被害を振り返り、家屋倒壊、ブロック塀倒壊及び道路、橋梁の損壊並びに電気、水道などのライフラインの寸断が想定される。

### (2) 危険区域

地区の危険区域については、鎌田地区防災マップ、洪水ハザードマップ、吾妻山火山防災マップを参照に危険区域を把握する。

ア 鎌田地区防災マップ・・・別紙5

イ 洪水ハザードマップ・・・別紙6

ウ 内水ハザードマップ・・・別紙7

エ 吾妻山火山防災マップ（融雪型火山泥流被害想定図）・・・別紙8

#### 4 活動体制等

鎌田第二地区防災活動本部を設置し、本部に本部長及び副本部長を置く。

- (1) 本部を本部長宅に置く。
- (2) 本部長及び副本部長は各町内会長から互選により選任し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- (3) 各町内会長は、町内会で災害等が発生した場合は直ちに本部長に連絡する。
- (4) 本部長は、地区の災害状況を被災町内会以外の町内会、消防団及び民生児童委員等にその状況を連絡し、地区内で情報を共有する。
- (5) 本部長は、災害等の状況を鎌田地区防災対策本部（北信支所）に報告する。
- (6) 鎌田第二地区防災活動本部の組織体制・・・別紙1

#### 5 活動方針

地区の防災活動を「平常時の取り組み」、「災害時の対応」、「避難行動要支援者への支援」に区分し、各町内会自主防災組織、消防団及び民生児童委員などの関係者並びに地区住民一人ひとりが防災・減災活動に取り組むこととする。

##### (1) 平常時の取り組み

災害発生時に鎌田第二地区6町内会の住民が連携協力し円滑に対応できるよう平常時から防災・減災活動に取り組むこととする。

##### ① 防災・減災知識の普及啓発

災害が発生する前の平常時に防災意識の向上を図っておくことが重要であることから、防災専門家の講話聴講、防災教育チラシの回覧などにより防災知識の普及・啓発を図る。

この際、小中高生等の若者世代にも参加を促し、防災意識の高揚を図ることとする。

##### ② 地区の安全点検・家庭内の対策

防災まち歩きなどの現地調査を行い、危険箇所や防災上問題のある場所等を確認するとともに、その改善や危険回避の方策を検討する。

家庭内においては、家具の転倒防止等の安全対策を講ずるとともに、火災発生に備えた家庭用消火器や火災報知器の設置及び災害が発生した際の行動や避難場所、避難経路、避難方法等について定期的に家族会議等を行い話し合いを行うことを推奨する。

③ 指定避難所等の周知徹底

ア 災害が発生した場合に一時的に避難する指定緊急避難場所、宿泊滞在が可能な指定避難所の位置及び一時避難所として開設する町内会集会所の位置、経路等を地区住民に日頃から周知徹底しておくこととする。

イ 指定避難所等・・・別紙 3

④ 避難行動要支援者の把握と個別支援計画の策定

各町内会は常に避難行動要支援者の把握、名簿作成・更新に努めるとともに避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画を策定することとする。

なお、避難行動要支援者名簿については個人情報であることから、民生児童委員町内会役員等の関係者以外への情報提供は、当該避難行動要支援者又はその家族の同意が得られた場合に限る。

⑤ 食料・物資の備蓄

災害時に避難所となる各町内会の集会所等には、飲料水、非常食及び毛布等を備蓄しておくこととする。

また、各家庭においても食料等を備蓄しておくこと及び乳幼児、子ども、高齢者などの家族構成に応じた非常持ち出し袋を準備しておくよう各町内会単位で周知する。

⑥ 防災行動計画（災害対応タイムライン）の周知徹底

ア 災害発生時又は災害が予想される場合に地区住民が迅速に対応できるよう「鎌田第二地区防災行動計画」を地区住民に周知徹底しておくこととする。

イ 鎌田第二地区防災行動計画（災害対応タイムライン）・・・別紙 4

⑦ 防災訓練の実施

訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない行動であり、「訓練していないことは災害時にできない」ことを地区住民に周知しながら行うこととする。

訓練は、町内会訓練と鎌田第二地区防災訓練の二つとする。

ア 町内会訓練

町内会ごとに、毎年、災害に応じた避難訓練等を行うこととする。

イ 鎌田第二地区防災訓練

地区防災訓練は、各町内会の連携、情報の収集・伝達、図上訓練及び体験イベント型訓練を中心として行うこととする。細部については訓練実行委員会が計画し行うものとする。

## (2) 災害時の対応

災害時には死傷者や火災の発生など様々な予期せぬ事態が起こる可能性があることから、消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせ被害を最小限にとどめるよう努力するものとする。

また、危険な場所からは早めに避難するなど自分自身の命を守る行動をするものとする。その際、隣近所に声掛けを行うなど近隣住民の安否確認を行い、地区から犠牲者を出さないように努める。

### ① 情報収集・伝達

ア 地区住民は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ、インターネット、屋外スピーカー等あらゆる手段で収集することとする。

また、当該収集した情報は、既存の町内会連絡網等あらゆる手段を講じて、地区住民に周知し適切な行動を促す。

イ インターネットからの情報収集要領（気象庁キキクル）・・・別紙9

### ② 地区内の災害情報の共有

災害が発生した場合、本計画「4 活動体制」の規定に基づき、災害が発生した区域の町内会長は本部長に災害発生を連絡し、また、本部長は他の町内会、消防団及び民生児童委員等に連絡して、当該災害情報を共有することによって地区全体での適切な防災・減災活動に資することとする。

### ③ 救出・救護活動

地震、洪水等の自然災害により地区住民が受傷し重症（重度の骨折、大量出血、意識不明等）の場合又は建物倒壊等により安否が確認できない場合は消防（119番）に通報する。

救急車が到着するまでの間、応急処置ができる住民は応急処置を行う。消防につながらない場合は、近隣の人たちが協力して近くの医療機関に搬送するものとする。

### ④ 避難行動

福島市から「高齢者等避難」や「避難指示」が発令された場合は、その避難情報に従い、迅速に開設指定避難所や町内会集会所等に避難することとする。

地震による家屋損壊や火災により生活が困難となった場合は指定避難所や町内会集会所に避難することとする。

避難する場合、市が発表する避難所開設情報を収集し迅速な避難行動を行う。

⑤ 指定避難所及び集会所等における開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導を行うこととする。

イ 町内会集会所を一時避難所として開設した場合、当該町内会住民は開設運営にできる限り協力するものとする。

ウ 指定避難所に避難した場合、地区住民はその開設運営にできる限り協力するものとする。

⑥ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまでの間、地区住民は自分自身の安全を確保した上で、家庭用消火器などで初期消火活動を行い延焼拡大の防止に努めるものとする。

⑦ 大雪対応

通学路や利用者の多い歩道、身近な生活道路及び高齢者世帯など自身で除雪作業が困難な世帯並びに消火栓の除雪を地区住民が協力して行い、大雪による事故防止を図るものとする。

⑧ 被災町内会への支援

各町内会は、被災した町内会に対し、鎌田第二地区防災活動本部の調整を経て人的及び物的支援を行うこととする。

(3) 避難行動要支援者への支援

災害時に自ら避難することが困難な要介護認定者、一人暮らしの高齢者、障がいを持った方々等を災害から守るため、地区住民は連携協力して実施可能な支援を行うものとする。

① 避難行動要支援者の把握

ア 避難行動要支援者登録名簿の活用

イ 避難行動要支援者の住宅を記載した町内会マップ等の活用

ウ 登録していない対象者の把握

② 個別計画の策定

避難行動要支援者一人ひとりの個別計画を策定することとする。

なお、個別計画を策定する際は次の点に留意する。

ア 現在の名簿にある支援者、民生児童委員、町内会役員等は避難行動要支援者又はその家族と協議しながら個別計画の策定を行う。

イ 一人の避難行動要支援者に対し、複数の支援者を確保する。

ウ 一人で複数の支援者とならないよう調整する。

### ③ 災害情報等の伝達

ア 個別計画が策定されている避難行動要支援者については、個別計画で選任された支援者が災害情報等を伝達することとする。

イ 個別計画が未策定の避難行動要支援者及び登録していない対象者については、町内会役員、民生児童委員、消防団員及び近隣住民が要支援者宅の訪問、電話及び広報活動等により、災害情報等を伝達するものとする。

ウ 災害情報等を円滑に避難行動要支援者に伝達するためには、日頃からコミュニケーションを積極的に行い、適切な関係づくりをしておくことが重要である。

### ④ 避難支援

ア 個別計画が策定されている避難行動要支援者については、個別計画で選任された支援者が避難支援を行うこととする。

イ 個別計画が未策定の避難行動要支援者及び登録していない対象者については、町内会役員、民生児童委員及び消防団員等の助言等に基づいて、近隣住民など町内会全体で避難支援を行うものとする。

ウ 避難支援を円滑に行うためには、日頃から避難行動要支援者と積極的にコミュニケーションを図り、適切な関係づくりをしておくことが重要である。

## 6 計画の保管・修正等

(1) 計画は、本部長、副本部長、作成委員及び各町内会役員等が所持保管する。役職交代時には、本計画を申し送ることとする。

また、計画を市役所危機管理室へ一部提出し、危機管理室は計画を保管する。

(2) 計画データは、本部長、市役所危機管理室が保管する。計画を修正した場合は、本部長は危機管理室へ報告する。

## 7 その他（別紙資料）

○別紙1 「鎌田第二地区防災活動本部の組織体制」

○別紙2 「連絡先」

○別紙3 「指定避難所等」

○別紙4 「鎌田第二地区防災行動計画（災害対応タイムライン）」

○別紙5 「鎌田地区防災マップ」

○別紙6 「洪水ハザードマップ」

○別紙7 「内水ハザードマップ」

○別紙8 「吾妻山火山防災マップ（融雪型火山泥流被害想定図）」

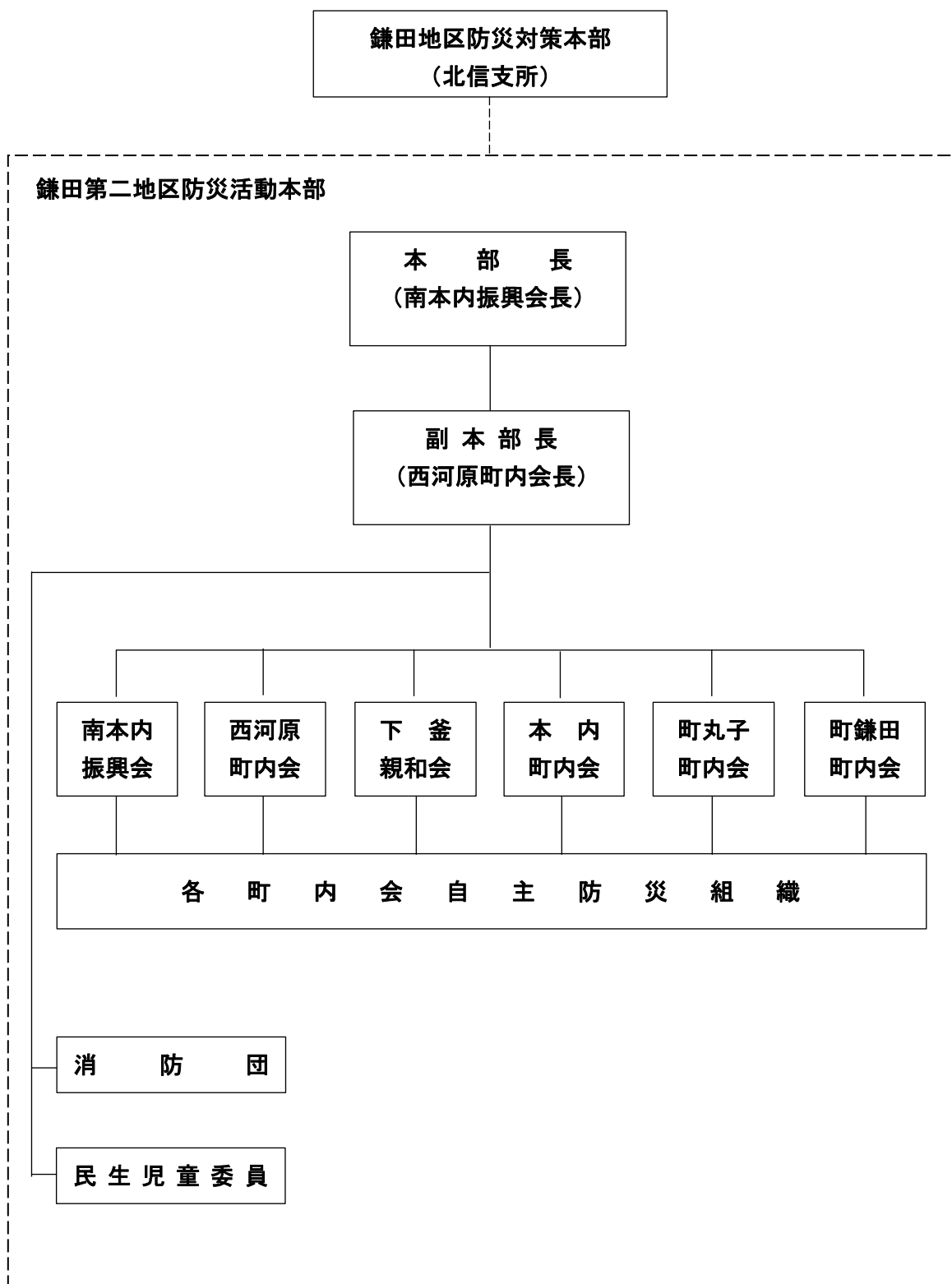
○別紙9 「インターネットからの情報収集要領（気象庁キキクル）」

## 8 附則

この計画は、令和5年4月1日より施行する。



### 鎌田第二地区防災活動本部の組織体制



## 連 絡 先

役 職 等	氏 名	連 絡 先
本部長 (南本内振興会長)		
副本部長 (西河原町内会長)		
下釜親和会長		
本内町内会長		
町丸子町内会長		
町鎌田町内会長		
南本内振興会代表者		
西河原町内会代表者		
消防団代表者		
民生児童委員代表者		
北信西地域包括支援センター	管理者	5 5 2 - 5 5 4 4
北信支所	支所長	5 5 4 - 1 1 1 1
北信学習センター	館 長	5 5 4 - 1 1 1 5
鎌田小学校	事務室	5 5 3 - 2 2 1 1
北信中学校	事務室	5 5 3 - 5 0 4 9
飯坂消防署東出張所	所 長	5 5 3 - 7 7 9 6
福島北警察署	警備係	5 5 4 - 0 1 1 0

## 指 定 避 難 所 等

## 1 指定避難所

	避難所名	洪水	地震	火事	火山	土砂	備 考
1	鎌田小学校	○	○	○	×	○	レベル3開設
2	福島商業高校	○	○	○	×	○	状況により開設
3	アクティおろしまち	○	○	○	○	○	状況により開設
4	北信学習センター	○	○	○	○	○	レベル3開設
5	北信中学校	○	○	○	○	○	レベル4開設
6	福島学院大学	○	○	○	○	○	状況により開設
7	県教育センター	○	○	○	○	○	状況により開設

## 2 福祉避難所・ペット同伴避難所

福祉避難所	NCVふくしまアリーナ（福島体育館）：霞町4-45
ペット同伴避難所	勤労青少年ホーム（音楽堂隣）：入江町1

## 3 指定緊急避難場所

	避難場所名	洪水	地震	火事	火山	土砂	備 考
1	公設卸売市場	○	○	○	○	○	

## 4 各町内会集会所

	集会所名	洪水	地震	火事	火山	土砂	備 考
1	本内集会所	○	○	○	×	○	毛布・備蓄品有
2	南本内集会所	×	○	○	×	○	
3	西河原集会所	×	○	○	×	○	毛布・備蓄品有
4	北下釜集会所	×	○	○	×	○	毛布・備蓄品有
5	町鎌田集会所	○	○	○	×	○	毛布・備蓄品有
6	鎌田集会所	○	○	○	○	○	毛布・備蓄品有

## 5 その他避難場所

施 設 名	備 考
ヨークベニマル福島鎌田店	市が協定締結
正福寺	本内町内会締結
鎌秀院駐車場	町鎌田町内会締結
ウエルシア福島鎌田店駐車場	町鎌田町内会締結
リオン・ドール福島鎌田店駐車場	町鎌田町内会締結

## 鎌田第二地区防災行動計画（災害対応タイムライン）

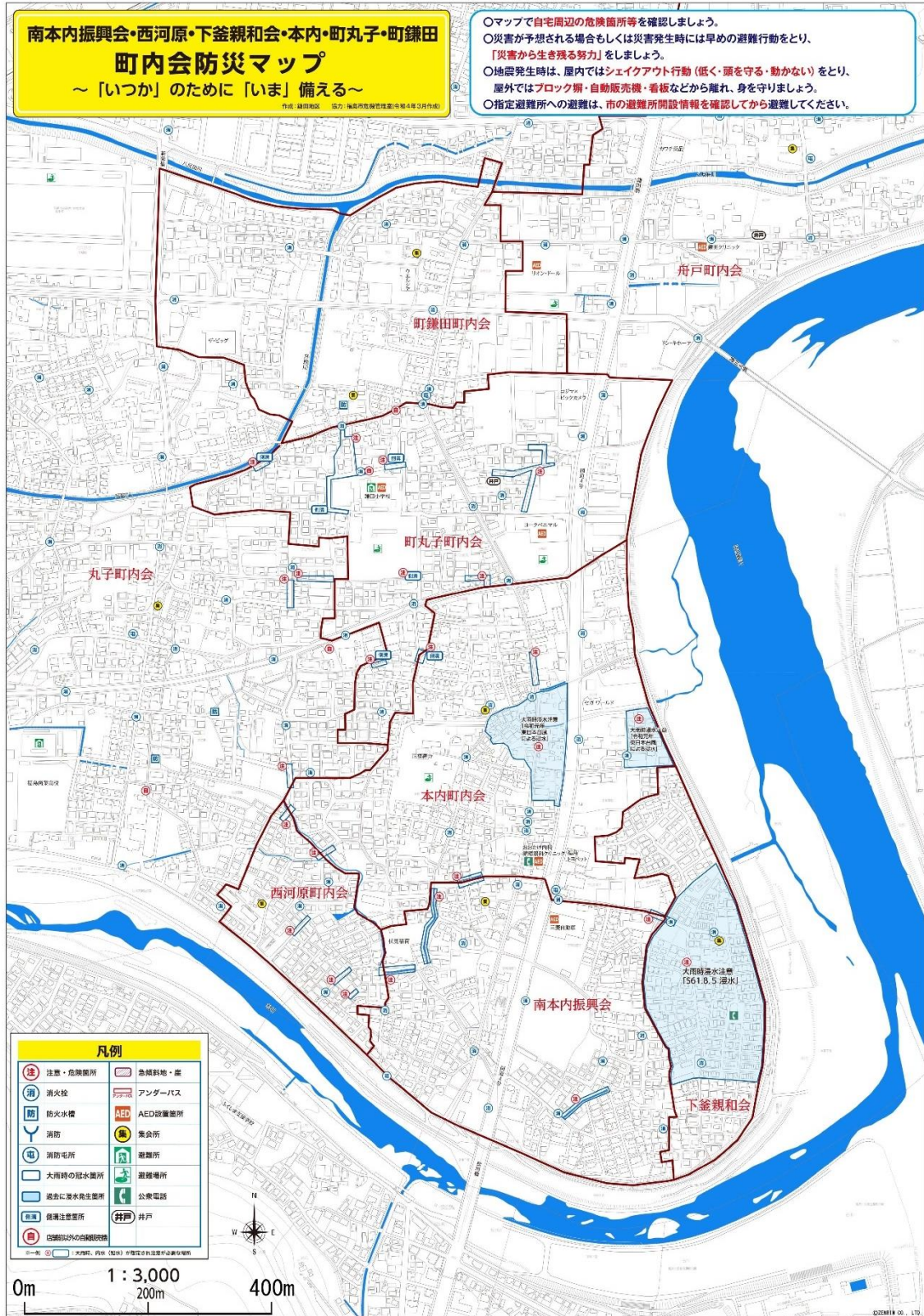
## 1 大雨・台風対応（災害発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
2 日前 (H-48h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島市に 「大雨注意報」発表</li> <li>・ 台風は2日後に福島県を 通過すると予想される。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 台風情報の収集 地区住民がテレビ等を活用し 情報収集</li> <li>2 台風情報の伝達 各町内会連絡網等により伝達 避難行動要支援者に特に注意</li> </ol>
1 日前 (H-24h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風が東海地方に上陸</li> <li>・ 福島市に 「大雨・洪水警報」発令</li> <li>・ 福島市が避難所開設</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 台風情報収集・伝達</li> <li>2 地区防災活動本部設置</li> <li>3 消防団11分団による広報</li> <li>4 集会所を避難所とする準備</li> <li>5 避難行動要支援者の支援準備</li> </ol>
12時間前 ～ 6時間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風が関東地方を通過</li> <li>・ 「大雨・洪水警報」継続</li> <li>・ 阿武隈川の水位上昇</li> <li>・ 阿武隈川、松川流域に 「高齢者等避難」発令</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 台風情報の収集・伝達</li> <li>2 避難開始、避難誘導 ・ 開設避難所及び集会所 北信学習センター、鎌田小学校 各町内会集会所</li> <li>3 避難所開設運営支援</li> <li>4 各町内会は被害状況、避難状況を 地区活動本部に報告</li> <li>5 地区活動本部は被害状況、避難状 況を地区防災対策本部（支所）へ 報告</li> </ol>
H 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風が福島市を通過</li> <li>・ 「大雨・洪水警報」継続</li> <li>・ 阿武隈川が「氾濫危険水 位」に到達</li> <li>・ 阿武隈川、松川流域に 「避難指示」発令</li> <li>・ ○○町内会で浸水被害発生</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況、避難状況の把握・報告 を継続</li> <li>2 地区へ避難情報の伝達</li> <li>3 浸水町内会の状況把握</li> <li>4 各町内会へ地区の被害状況等報告 （情報共有）</li> <li>5 被災町内会への支援検討</li> <li>6 地区防災対策本部（支所）へ報告</li> </ol>

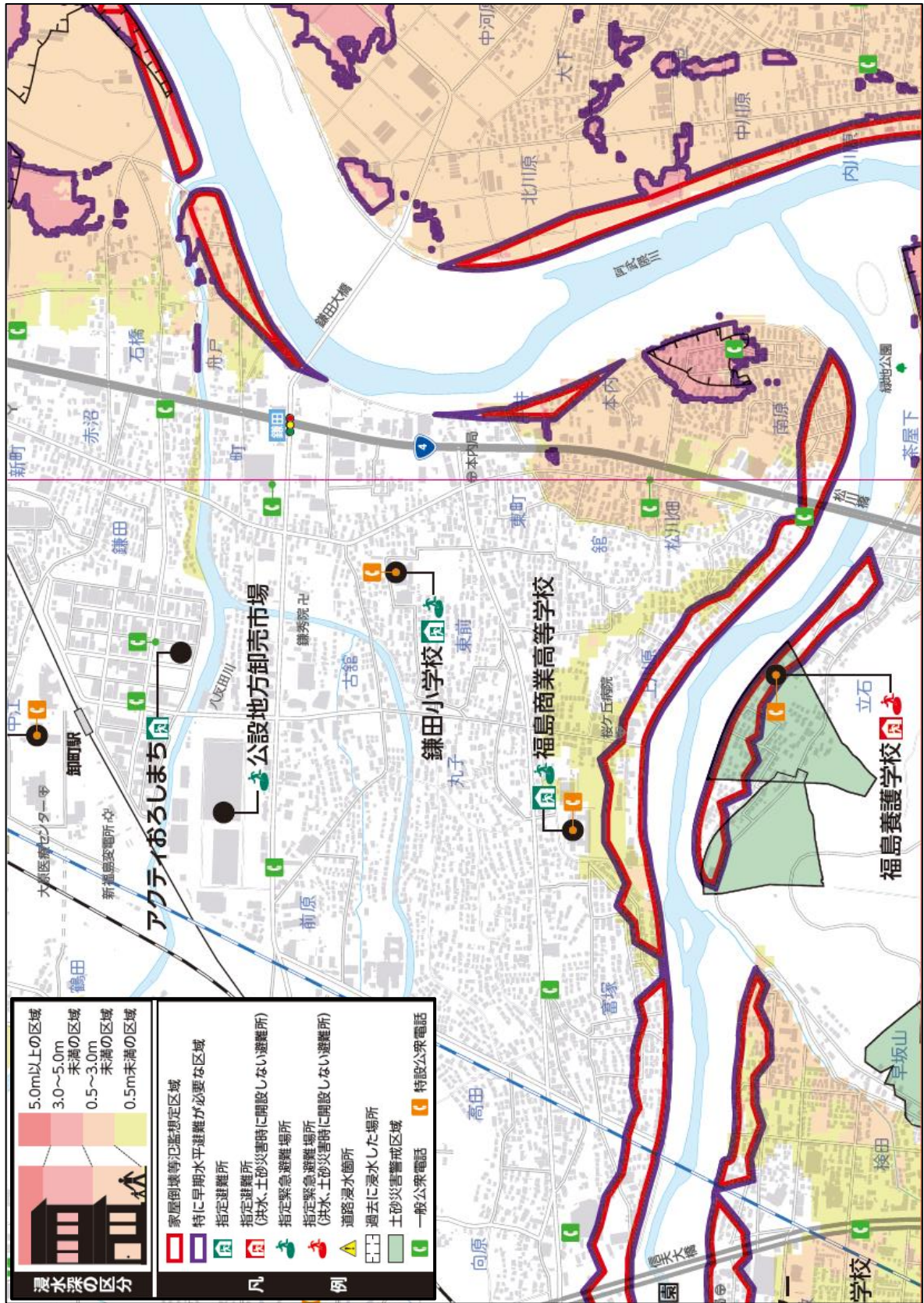
## 2 地震・火災対応（地震（震度5以上）発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
H 時 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県沖を震源とする M7.5の地震発生</li> <li>・福島市 震度6弱</li> </ul>	1 各家庭 安全確保行動（シェイクアウト） を取る。 ①まず低く ②頭を守る ③動かない
H時+30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇町内会で家屋倒壊</li> <li>・××町内会で火災発生</li> </ul>	1 各町内会 町内会全世帯の安否確認及び 被害状況把握 2 火災発生町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署へ通報</li> <li>・住民及び消防団による初期消火 活動</li> </ul>
H時+1h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇町内会倒壊家屋に生存 者あり</li> </ul>	1 倒壊家屋発生町内会 住民による救出活動及び救急措置 2 消防へ救急要請 3 各町内会 安否確認及び被害状況把握を継続 集会所を避難所とする準備開始
H時+ 2h以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市避難所開設</li> <li>・各町内会集会所開設</li> </ul>	1 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所を開設し被災者を受け入れ</li> <li>・被害状況等を地区活動本部に報告</li> <li>・支援物資、食糧などを調達</li> </ul> 2 地区活動本部 被害状況等を地区防災対策本部 （支所）に報告

# 鎌田地区防災マップ



# 洪水ハザードマップ



### 内水ハザードマップ





吾妻山火山防災マップ



## インターネットからの情報収集要領

## ○気象庁 キキクル

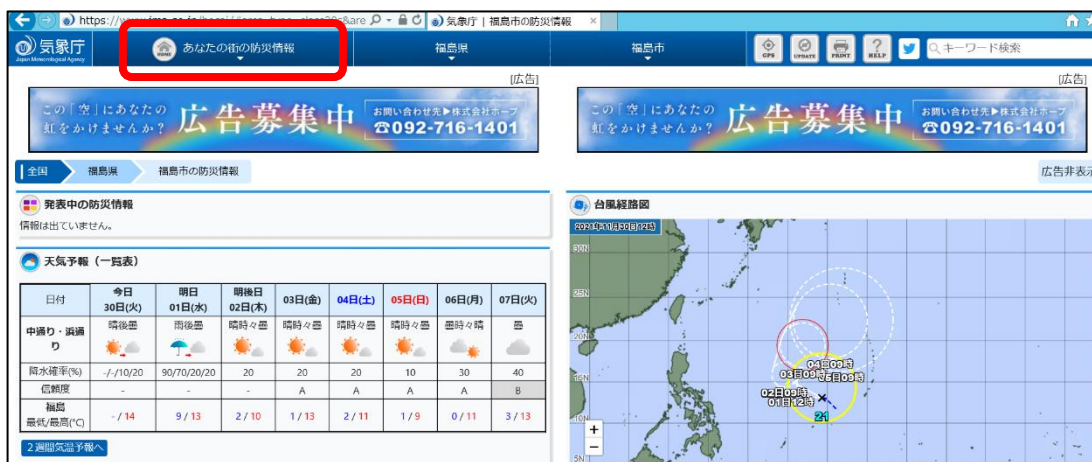
- 1 インターネットで「気象庁 あなたのまちの防災情報」を検索
- 2 下記画面から「福島県」をクリック



- 3 下記画面から「福島市」をクリック



- 4 下記画面の「あなたのまちの防災情報」をクリック



- 5 下記画面から各種気象情報をクリックすると確認できます。  
「キキクル」をクリックすると6の画面が表示されます。



- 6 下記画面から「土砂災害」「浸水害」「洪水害」「土砂災害警戒区域等」をクリックすると現在の状況が確認できます。

